

## 別紙1

## 農地利用最適化推進委員が担当する区域と定数について

区域名	区域を構成する地区	定 数
第1区	多家良地区	2人
第2区	勝占地区	2人
第3区	西富田地区・東富田地区・昭和地区・津田地区・八万地区	1人
第4区	内町地区・新町地区・渭東地区・沖洲地区	1人
第5区	渭北地区・加茂地区・佐古地区（佐古一番町から佐古五番町まで、佐古六番町1番・6番・7番・8番・9番・10番、南佐古一番町から南佐古五番町まで（南佐古一番町の一部を除く。）、北佐古一番町（一部を除く。）、北佐古二番町（一部を除く。））	1人
第6区	加茂名地区・佐古地区（佐古六番町2番・3番・4番・5番・11番・12番、佐古七番町、佐古八番町（一部を除く。）、南佐古六番町から南佐古八番町まで（南佐古八番町の一部を除く。）、佐古山町）	1人
第7区	不動地区	1人
第8区	上八万地区（上八万町）	1人
第9区	上八万地区（下町・一宮町）	1人
第10区	入田地区	1人
第11区	応神地区	1人
第12区	川内地区	2人
第13区	国府地区	1人
第14区	南井上地区	1人
第15区	北井上地区	1人
合 計		18人

備考 地区の範囲は、徳島市の地区の名称及び区域を定める規則に基づくものとする。ただし、佐古地区、上八万地区についてはこの表のとおりとする。